



平成 25 年 3 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社アムスク  
代表者名 代表取締役社長 栗原 新太郎  
(コード番号 7468)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 平井和明  
(TEL 03-5302-1569)

## 自己株式の公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 1 日付「自己株式の取得及び当社普通株式の非公開化を目的とした自己株式の公開買付けに関するお知らせ」（以下「自己株式の公開買付けに関するお知らせ」といいます。）において公表し、平成 25 年 2 月 4 日より開始いたしました当社の自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、平成 25 年 2 月 4 日付で関東財務局へ提出した公開買付届出書の記載事項に一部訂正すべき事項が発生したため、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項により準用する第 27 条の 8 及び第 2 項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書（以下「本訂正届出書」といいます。）を本日付で関東財務局に提出いたしました。これに伴い、第 27 条の 22 の 2 第 2 項により準用する法第 27 条の 8 第 8 項の規定に従い、本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を延長いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、かかる公開買付期間の延長については、平成 25 年 3 月 8 日付で公開買付条件等の変更の公告（電子公告（電子公告アドレス <http://info.edinet-fsa.go.jp/>）を行う予定であり、その旨を日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。）を行いますので、併せてお知らせいたします。

### 記

自己株式の公開買付けに関するお知らせを以下のとおり、訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

#### 1. 買付けの目的等

##### (1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

(前略)

本公開買付けに際して、当社創業家の一員であると同時に第二位株主であり、かつ、当社の代表取締役でもある栗原新太郎は、その所有する当社普通株式(本書提出日現在 1,010,000 株) (本書提出日現在の当社の発行済株式総数 (5,158,230 株) に対する所有株式数の割合 (以下「所有株式割合」という。)) 19.58% (小数点以下第三位を四捨五入、以下所有株式割合について同じとする。)) については、本公開買付けに応募せず、継続して所有することに同意しております (以下「応募対象外株式」という。))。

当社は、本公開買付けにおいて、当社普通株式の全て (但し、当社が所有する自己株式及び応募対象外株式を除く。) を取得することを目的としており、買付予定数の上限を設けずに行う公開買付けとなります。

(訂正後)

(前略)

本公開買付けに際して、当社創業家の一員であると同時に第二位株主であり、かつ、当社の代表取締役でもある栗原新太郎は、その所有する当社普通株式 (本公開買付けに係る公開買付届出書 (以下「本書」という。)) 提出日現在 1,010,000 株) (本書提出日現在の当社の発行済株式総数 (5,158,230 株) に対する所有株式数の割合 (以下「所有株式割合」という。)) 19.58% (小数点以下第三位を四捨五入、以下所有株式割合について同じとする。)) については、本公開買付けに応募せず、継続して所有することに同意しております (以下「応募対象外株式」という。))。

また、当社創業家の一員であり第一位株主である栗原暎子氏から、平成 25 年 3 月 7 日に、同氏が所有する当社普通株式の全部 (本書提出日現在 1,108,000 株、所有株式割合 21.48%) について、本公開買付けに応募しない旨の連絡を受けております。

当社は、本公開買付けにおいて、当社普通株式の全て (但し、当社が所有する自己株式及び応募対象外株式を除く。) を取得することを目的としており、買付予定数の上限を設けずに行う公開買付けとなります。

(2) 当社が本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

(訂正前)

(前略)

なお、当社の第二位株主である栗原新太郎は、当社の代表取締役でもあることから、一般株主の皆様へ投下資本回収の機会を与えるための本公開買付けに応募することは適当ではなく、加えて、当社が株式会社として存続していく上で、最低限 1 名の株主が必要であることから、本公開買付け後も株主として当社に留まるべきであると考えております。そこで、当社は、栗原新太郎から、その所有する当社普通株式 (本書提出日現在 1,010,000 株) (所有株式割合 19.58%) については、本公開買付けに応募せず、継続して所有する旨の同意を得ております。なお、栗原新太郎は、本公開買付け後も当社の代表取締役として経営に関与する予定です。

(訂正後)

(前略)

なお、当社の第二位株主である栗原新太郎は、当社の代表取締役でもあることから、一般株主の皆様へ投下資本回収の機会を与えるための本公開買付けに応募することは適当ではなく、加えて、当社が株式会社として存続していく上で、最低限1名の株主が必要であることから、本公開買付け後も株主として当社に留まるべきであると考えております。そこで、当社は、栗原新太郎から、その所有する当社普通株式（本書提出日現在 1,010,000 株）（所有株式割合 19.58%）については、本公開買付けに応募せず、継続して所有する旨の同意を得ております。なお、栗原新太郎は、本公開買付け後も当社の代表取締役として経営に関与する予定です。

また、当社は、平成 25 年 3 月 7 日に、当社創業家の一員であり第一位株主である栗原暎子氏（本書提出日現在の所有株式数 1,108,000 株、所有株式割合 21.48%）から本公開買付けに関して連絡を受けました。同氏は、当社について、本公開買付けの価格を上回る市場株価が一時的ではなく生じている状況を憂慮し、当社に連絡したとのことです。同氏は、本合弁事業化及び当社を非公開化するための手続について、当社の事業の現状を踏まえ、全面的に賛成していること、また、本公開買付けの価格については妥当であると考えていることから、同氏が所有する当社の普通株式の全部を本公開買付けに応募する意向であったものの、直近の市場での当社株式の売買の状況を踏まえると、本公開買付けの終了後、当社において、本合弁事業化及び当社を非公開化するための手続を円滑に進めることができずに混乱が生じることも懸念されるところ、そのような事態が生じることは、当社の創業家の一員として望ましいことではないとの観点から、当社を非公開化するための手続が確実に実施されるよう、本合弁事業化及び当社を非公開化するための手続を決議するための株主総会において賛成の議決権行使をすべく、本公開買付けに応募しないことにしたとのことです。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

② 独立した第三者委員会による検討

(訂正前)

(前略)

本第三者委員会は、平成 25 年 1 月 17 日より同年 1 月 30 日まで合計 3 回開催され、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行いました。具体的には、(i)当社から、本公開買付けを含む本取引の目的及びその後の当社の企業価値の具体的内容並びに当社内での具体的検討経緯等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、(ii)本取引後、当社の単独の株主となることが予定される栗原新太郎及び当社の役職員から、本公開買付けを含む本取引の意義及び目的並びに本取引後において実施することを考えている施策の内容等について聴取したとのことです。さらに、(iii)プルータスが作成した当社株式価値算定書を参考にするとともに、プルータスから、当社株式価値算定書に基づき、当社普通株式の価値評価に関

する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。

(後略)

(訂正後)

(前略)

本第三者委員会は、平成 25 年 1 月 17 日より同年 1 月 30 日まで合計 3 回開催され、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行いました。具体的には、(i)当社から、本公開買付けを含む本取引の目的及びその後の当社の企業価値の具体的内容並びに当社内での具体的検討経緯等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、(ii)栗原新太郎及び当社の役職員から、本公開買付けを含む本取引の意義及び目的並びに本取引後において実施することを考えている施策の内容等について聴取したとのことです。さらに、(iii)プルータスが作成した当社株式価値算定書を参考にするとともに、プルータスから、当社株式価値算定書に基づき、当社普通株式の価値評価に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。

(後略)

⑤ 買付価格の適正性及び公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

(訂正前)

当社は、公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」という。）として法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を 30 営業日としております。

(後略)

(訂正後)

当社は、公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」という。）として法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を 34 営業日としております。

(後略)

(4) 本公開買付け後の予定

(訂正前)

(前略)

上記の各手続が実行された場合には、当社普通株式は全て全部取得条項が付された上で、その全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主には当該普通株式の取得の対価として当社の別個の種類株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社の別個の種類株式の数が 1 株に満たない端数となる株主

に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社の別個の種類株式を当社に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社の別個の種類株式の売却の結果、各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付される当社の別個の種類株式の内容及び数は本書提出日現在未定ですが、かかる株式の数については、当社の株主が、本公開買付けに応募せず継続して当社株式を所有することに同意している栗原新太郎のみとなるよう、栗原新太郎以外の当社の株主で本公開買付けに応募しなかった株主に対して交付する数が 1 株に満たない端数となるように決定される予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定としては、上記③の全部取得条項が付された当社普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。この方法による 1 株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、上記のほか、上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更に関連して、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第 117 条第 2 項の買取価格決定の申立適格を欠くと判断される可能性があります。

以上のとおり、当社は、本公開買付けが成立した場合には、基本的に本非公開化手続を実施することを予定しています。他方で、本公開買付けの公開買付期間中に、本公開買付価格を上回る価格での公開買付けが実施され、当社に新たな支配株主が生じ、当該支配株主が本非公開化手続の実施に反対することなどにより、本臨時株主総会及び本種類株主総会において、本非公開化手続に係る議案が可決される見込みがまったくない場合、また、本公開買付けの開始時には想定していなかった第三者から、本非公開化手続の実施に代わる、当社の企業価値の毀損を回避し、中長期的な当社の企業価値を維持・向上させることに資する提案があるなどにより、当社の株主の皆様の利益を保護する観点からは、本非公開化手続に代わる、当社の企業価値を維持・向上させるための措置を採ることが適当であると認められる場合には、本公開買付けの成立後においても、本非公開化手続を実施しないこととなりますが、本公開買付けの決定に至るまでの経緯に鑑み、そのようなことが生じる可能性は低いと考えております。また、本公開買付け後の当社の株券等の所有状況、当社の株主の皆様を含む第三者から当社に対する提案の内容等によっては、上記の点について慎重に判断するため、最終的に本非公開化手続を実施する場合であっても、手続の実施に時間を要する可能性があります。以上の場合における当社の具体的な決定については、当社において十分に検討のうえ、決定次第速やかに公表する予定で

す。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

(訂正後)

(前略)

上記の各手続が実行された場合には、当社普通株式は全て全部取得条項が付された上で、その全て(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)が当社に取得されることとなり、当社の株主には当該普通株式の取得の対価として当社の別個の種類株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社の別個の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該当社の別個の種類株式を当社に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社の別個の種類株式の売却の結果、各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付される当社の別個の種類株式の内容及び数は本書提出日現在未定ですが、かかる株式の数については、当社の株主が、本公開買付けに応募せず継続して当社株式を所有することに同意している栗原新太郎及び本公開買付けに応募しない旨の連絡を受けている栗原暎子氏のみとなるよう、栗原新太郎及び栗原暎子氏以外の当社の株主で本公開買付けに応募しなかった株主に対して交付する数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定としては、上記③の全部取得条項が付された当社普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。この方法による1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、上記のほか、上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立適格を欠くと判断される可能性があります。

以上のとおり、当社は、本公開買付けが成立した場合には、基本的に本非公開化手続を実施することを予定しています。他方で、本公開買付けの公開買付期間中に、本公開買付価格を上回る価格での公開買付けが実施され、当社に新たな支配株主が生じ、当該支配株主が本非公開化手続の実施に反対することなどにより、本臨時株主総会及び本種類株主総会において、本非公開化手続に係る議案が可決される見込みがまったくない場合、また、本公開買付けの開始時

には想定していなかった第三者から、本非公開化手続の実施に代わる、当社の企業価値の毀損を回避し、中長期的な当社の企業価値を維持・向上させることに資する提案があるなどにより、当社の株主の皆様の利益を保護する観点からは、本非公開化手続に代わる、当社の企業価値を維持・向上させるための措置を採ることが適当であると認められる場合には、本公開買付けの成立後においても、本非公開化手続を実施しないこととなりますが、本公開買付けの決定に至るまでの経緯に鑑み、そのようなことが生じる可能性は低いと考えております。また、本公開買付け後の当社の株券等の所有状況、栗原新太郎及び栗原暎子氏以外の当社の株主の皆様の当社普通株式の所有状況、当社の株主の皆様を含む第三者から当社に対する提案の内容等によっては、上記の点について慎重に判断するため、最終的に本非公開化手続を実施する場合であっても、手続の実施に時間を要する可能性があります。以上の場合における当社の具体的な決定については、当社において十分に検討のうえ、決定次第速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

#### (6) 当社と株主との間に係る重要な合意等に関する事項

##### (訂正前)

本公開買付けに際して、当社創業家の一員であると同時に第二位株主であり、かつ、当社の代表取締役でもある栗原新太郎は、その所有する当社普通株式（本書提出日現在 1,010,000 株、所有株式割合 19.58%）については、本公開買付けに応募せず、継続して所有することに同意しております。

また、当社は、当社創業家の一員であり第一位株主である栗原暎子氏から、同氏が所有する当社普通株式の全部（本書提出日現在 1,108,000 株、所有株式割合 21.48%）について本公開買付けに応募する旨の通知を受けております。

##### (訂正後)

本公開買付けに際して、当社創業家の一員であると同時に第二位株主であり、かつ、当社の代表取締役でもある栗原新太郎は、その所有する当社普通株式（本書提出日現在 1,010,000 株、所有株式割合 19.58%）については、本公開買付けに応募せず、継続して所有することに同意しております。

また、当社は、当社創業家の一員であり第一位株主である栗原暎子氏から、平成 25 年 3 月 7 日に、同氏が所有する当社普通株式の全部（本書提出日現在 1,108,000 株、所有株式割合 21.48%）について、本公開買付けに応募しない旨の連絡を受けております。

## 2. 自己株式の取得に関する決議内容

### (1) 決議内容

(訂正前)

種類	総数 (株)	取得価額の総額 (円)
普通株式	3,768,748	791,437,080

(中略)

(注4) 取得する期間 平成25年2月4日(月曜日)から平成25年3月31日(日曜日)まで

(訂正後)

種類	総数 (株)	取得価額の総額 (円)
普通株式	3,768,748	791,437,080

(中略)

(注4) 取得する期間 平成25年2月4日(月曜日)から平成25年5月31日(金曜日)まで

## 3. 買付け等の概要

### (1) 日程等

(訂正前)

① 取締役会決議日	平成25年2月1日(金曜日)
② 公開買付開始公告日	平成25年2月4日(月曜日)
③ 公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。
④ 公開買付届出書提出日	平成25年2月4日(月曜日)
⑤ 買付等の期間	平成25年2月4日(月曜日)から 平成25年3月18日(月曜日)まで(30営業日)

(訂正後)

① 取締役会決議日	平成25年2月1日(金曜日)
② 公開買付開始公告日	平成25年2月4日(月曜日)
③ 公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。
④ 公開買付届出書提出日	平成25年2月4日(月曜日)
⑤ 買付等の期間	平成25年2月4日(月曜日)から 平成25年3月25日(月曜日)まで(34営業日)



(3) 買付け等の価格の算定根拠

②算定の経緯

(訂正前)

(前略)

1) 独立した第三者委員会による検討

(中略)

本第三者委員会は、平成25年1月17日より同年1月30日まで合計3回開催され、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行いました。具体的には、(i)当社から、本公開買付けを含む本取引の目的及びその後の当社の企業価値の具体的内容並びに当社内での具体的検討経緯等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、(ii) 本取引後、当社の単独の株主となることが予定される栗原新太郎及び当社の役職員から、本公開買付けを含む本取引の意義及び目的並びに本取引後において実施することを考えている施策の内容等について聴取したとのことです。さらに、(iii) プルータスが作成した当社株式価値算定書を参考にするとともに、プルータスから、当社株式価値算定書に基づき、当社普通株式の価値評価に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。

(中略)

4) 買付価格の適正性及び公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

当社は、公開買付けの公開買付期間として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を30営業日としております。

(後略)

(訂正後)

(前略)

1) 独立した第三者委員会による検討

(中略)

本第三者委員会は、平成25年1月17日より同年1月30日まで合計3回開催され、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行いました。具体的には、(i)当社から、本公開買付けを含む本取引の目的及びその後の当社の企業価値の具体的内容並びに当社内での具体的検討経緯等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、(ii) 栗原新太郎及び当社の役職員から、本公開買付けを含む本取引の意義及び目的並びに本取引後において実施することを考えている施策の内容等について聴取したとのことです。さらに、(iii) プルータスが作成した当社株式価値算定書を参考にするとともに、プルータスから、当社株式価値算定書に基づき、当社普通株式の価値評価に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。

(中略)

4) 買付価格の適正性及び公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

当社は、公開買付けの公開買付期間として法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を 34 営業日としております。

(後略)

(5) 買付代金

(訂正前)

買付代金 (円) (a)	791,437,080
買付手数料(b)	15,000,000
その他(c)	<u>2,000,000</u>
合計(a)+(b)+(c)	<u>808,437,080</u>

(後略)

(訂正後)

買付代金 (円) (a)	791,437,080
買付手数料(b)	15,000,000
その他(c)	<u>3,100,000</u>
合計(a)+(b)+(c)	<u>809,537,080</u>

(後略)

(6) 決済の方法

(訂正前)

(前略)

② 決済の開始日

平成 25 年 3 月 29 日 (金曜日)

③ 決済の方法

(中略)

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当課税として、買付価格が 1 株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として 7.147% (所得税及び復興特別所得税のみ) に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成 25 年 3 月 18 日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日 (平成 25 年 3 月 28 日) までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。

(後略)

(訂正後)

(前略)

② 決済の開始日

平成 25 年 4月 4日 (木曜日)

③ 決済の方法

(中略)

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当課税として、買付価格が 1 株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として 7.147% (所得税及び復興特別所得税のみ) に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成 25 年 3 月 25 日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日 (平成 25 年 4月 3日) までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。

(後略)

(7) その他買付け等の条件及び方法

(訂正前)

① 金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」という。) 第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 4 項第 2 号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数 (3,768,748 株) に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 21 条に規定するあん分比例の方法により、株式等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(中略)

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超えるときは、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を 1 単元減少させるものとします。但し、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

但し当社の代表取締役社長栗原新太郎 (本書提出日現在の所有株式割合 19.58%) は、本公

開買付けに応募しないことを確約しており、本公開買付けは、栗原新太郎を除く株主の皆様に対して、上限を設けずに行う公開買付けとなります。

(訂正後)

- ① 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」という。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 4 項第 2 号に掲げる条件の有無及び内容

該当事項はありません。

以上